

嘉麻市電子入札実施規程

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査及び設計（以下「工事等」という。）に係る入札を電子入札システム（市の電子計算機と入札参加者の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を用いて入札を行う仕組みをいう。以下同じ。）を使用する入札（以下「電子入札」という。）により実施することに関し、嘉麻市財務規則（平成18年嘉麻市規則第48号。以下「財務規則」という。）、嘉麻市建設工事等競争入札参加者の格付及び指名選考規程（平成19年嘉麻市告示第26号。以下「指名選考規程」）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事等)

第2条 電子入札の対象となる工事等は、嘉麻市工事等業者選考委員会規程（平成18年嘉麻市訓令第17号）の規定に基づき設置する嘉麻市工事等業者選考委員会が電子入札の方法によることが適当であると認めたものとする。

(電子入札対象案件の明示)

第3条 市長は、電子入札を実施する場合は、財務規則第115条の規定による一般競争入札の公告又は指名通知書等においてその旨を明示するものとする。

(業者番号の交付及び利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者は、次の全ての条件を満たした上、事前に業者番号の交付を受け、当該参加しようとする者の電子計算機により電子入札システムに利用者登録をしなければならない。

- (1) 利用者登録をしようとする年度において、本市の建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定により特定認証業務について主務大臣の認定を受けた者から、同法第2条第1項に規定する電子署名（第15条において「電子署名」という。）を行うための電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）

第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)の発行を受けていること。

- 2 業者番号の交付を受けようとする者は、嘉麻市電子入札システム業者番号交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、業者番号の交付の可否を決定したときは、嘉麻市電子入札システム業者番号交付(決定・却下)通知書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。
- 4 業者番号の交付を受け、第1項に規定する利用者登録をした者(以下「電子入札登録者」という。)は、業者番号の紛失、漏えい等がないよう厳重にその管理を行わなければならない。
- 5 電子入札登録者は、当該利用者登録の内容に変更が生じたときは、直ちに電子入札システムに利用者登録の変更に係る登録をしなければならない。
(提出書類の取扱い)

第5条 電子入札登録者が電子入札に関し提出する書類(入札に関する書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)をいう。以下「提出書類」という。)を電子入札システムにより提出するときは、市長が別に指定するアプリケーションソフトウェア及びファイル形式を用いるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、提出書類に係るファイルを圧縮するときは、市長が別に指定するファイル形式を用いるものとする。
- 3 提出書類のファイルに係る情報量は、1メガバイト以内とし、1メガバイトを超える場合は、提出書類を次項の提出場所へ持参するものとする。
- 4 提出書類の提出期限及び提出場所は、入札案件の公告又は指名通知書等に示す提出期限及び場所とする。

(入札参加申込み等)

第6条 電子入札登録者は、建設工事等の一般競争入札に参加しようとするときは、当該一般競争入札の公告において指示された提出書類(次項において「申込書等」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 申込書等は、原則として電磁的記録で作成し、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、情報量が1メガバイトを超えるもの又は紙による提出を市に指示されたものは、持参して提出するものとする。

- 3 市長は、前項本文の規定により電子入札システムで申込書等の提出があった場合において、申込書等に補正等の必要がないときは、申込書等を受け付けた旨を当該電子入札登録者に電子入札システムにより通知するものとする。
- 4 市長は、申込書等を審査し入札参加資格の有無の決定をしたときは、その旨を当該電子入札登録者に電子入札システムにより通知するものとする。
(情報の提供)

第7条 電子入札の手續に関する情報の提供を行う必要があるときは、別に定めがある場合を除き、電子入札システムの情報提供機能及び嘉麻市ホームページ等で提供するものとする。

- 2 電子入札登録者が前項の情報を閲覧しなかったことにより被った不利益についての異議の申出は、一切認めないものとする。
(期日等の設定)

第8条 入札書の受付締切日は、原則として開札日の前日とする。

- 2 入札書受付開始時刻及び入札書受付締切時刻は、案件ごとに設定するものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、電子入札に関する期日の設定は、財務規則等の規定によるものとする。
(入札書等の提出方法)

第9条 電子入札に参加する電子入札登録者（以下「電子入札参加者」という。）は、前条の規定により設定された入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札に必要な事項を入力し、電子入札システムにより入札書を提出するものとする。

- 2 電子入札参加者は、市長から工事費内訳書の提出を求められたときは、市長が指定する様式で作成し、電子入札システムにより入札書と同時に提出するものとする。この場合において、工事費内訳書の作成に使用するファイル数は1つとする。
- 3 市長は、入札書の提出があったときは、入札書を受け付けた旨を当該電子入札参加者に電子入札システムにより通知するものとする。
- 4 電子入札システムに入札書の情報が記録された後は、入札書の書き換え、引換え又は撤回は、認めない。
(入札書受付締切りの通知)

第10条 市長は、入札書受付締切日時を経過したときは、入札書の受付を締め切った旨を電子入札参加者に電子入札システムにより通知するものとする。

2 市長は、入札書受付締切日時の経過後は、当該入札に係る入札書の提出その他の電子入札システムによる提出を受け付けない。

(入札の辞退)

第11条 電子入札参加者は、入札書受付締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システムにより提出するまでの間に限り、辞退届を電子入札システムにより提出して入札を辞退することができる。なお、入札後はいかなる場合であっても辞退することはできない。

2 入札書受付締切日時までに電子入札システムによる入札書の提出がなく、かつ、電子入札システムによる前項の辞退届の提出もないときは、当該電子入札参加者は、入札書受付締切日時を経過した時をもって財務規則第126条第1項第3号に基づく入札の無効とみなす。

(紙入札の承認)

第12条 電子入札参加者は、次の各号のいずれかの場合において、紙による入札（以下「紙入札」という。）での入札参加を必要とするときは、市長に紙入札参加承認願（様式第3号）を当該入札の参加申込受付締切日まで提出し、紙入札による入札参加の承認を得なければならない。

(1) 電子入札に対応するための準備を行っている場合

(2) 電子入札に使用するICカードが失効、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の準備を行っている場合

(3) 電子計算機の障害等により電子入札での参加ができない場合

(4) その他やむを得ない事由があると認められる場合

2 市長は、前項の紙入札参加承認願が提出されたときは、当該入札手続全体への影響を考慮した上でその認否を決定し、その結果を紙入札参加承認通知書（様式第4号）により当該電子入札参加者に通知するものとする。

3 電子入札手続開始後は、原則として紙入札への途中変更は、認めない。ただし、第1項第2号から第4号に該当する場合において、紙入札方式移行申請書（様式第5号）を提出して市長の承認を得たときは、紙入札に変更することができる。

4 紙入札による入札参加者は、市から指示された方法により入札書（様式

第6号)を提出するものとする。この場合において、市長から工事費内訳書の提出を求められたときは、当該入札書と併せてこれを同封し提出するものとする。

(開札の執行)

第13条 市長は、開札予定時刻後速やかに開札の手続を開始するものとする。

2 市長は、前項の場合において、紙入札による入札参加者があるときは、電子入札の改札前に事前に提出された紙入札書を開封し、当該業者名、記載された入札金額及びくじ番号を電子入札システムに入力するものとする。

(複数入札等の取扱い)

第14条 複数落札の制限のある案件等に係る入札書の開札を行う場合は、先に執行した入札の落札者がその後に執行する入札において入札書を提出しているときは、当該入札書を開札しないものとする。

2 先に執行した入札が何らかの事情により落札決定が保留となった場合には、後に執行する入札の入札書は、全て開札し、その結果、落札候補者が先に執行した入札の落札候補者と同一となったときは、先に執行した入札の落札者が決定するまで後の落札を保留する。

(落札決定)

第15条 市長は、落札者を決定し、その結果を入札者に通知するときは、電子入札参加者に落札決定通知書を電子入札システムにより送信することにより行うものとする。なお、紙入札による入札者については、落札者のみに口頭で通知を行う。結果については、後日窓口等で確認することができる。

(落札決定の保留)

第16条 市長は、何らかの事情により落札決定を保留したときは、その旨を電子入札参加者に電子入札システムにより通知するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第17条 落札となるべき金額の入札をした者(以下「落札くじ対象者」という。)が2人以上あるときは、電子入札システム上のくじ(以下この条において「電子くじ」という。)によって落札者を決定する。

2 電子くじによって落札者を決定する際に使用する情報は、次に掲げる

情報とする。

(1) くじ番号 電子入札参加者が、入札を行った際にくじ入力番号の欄に入力する3桁の数字

(2) 応札順序 落札くじ対象者の入札書が電子入札システムに記録された順序とし、最初に電子入札システムに記録された者へ0を付与し、以降の者へ順に1を加算した番号

3 第12条の規定により紙入札による入札参加の承認を受けた入札参加者については、くじ番号は、入札参加者が入札書（様式第6号）の入力番号の欄に記載した3桁の数字とし、応札順序は、電子入札による入札参加者の後とし、紙入札参加者が複数ある場合は、当該年度の業者番号順とする。

4 第2項第1号及び前項に規定するくじ入力番号を、電子入札参加者が入力しない場合又は紙入札参加者が記載しない場合は、3桁の数字のくじ入力番号は000とする。

5 電子くじによる抽選方法は、落札くじ対象者全員のくじ番号を合算し、これを落札くじ対象者の数で除して得た数字の1未満の端数の数字（端数がないときは0とする。）と応札順序の番号が一致した者を落札者とする。

6 第1項に定める電子くじの手続を行わない場合には、別途市が指定する場所及び日時において、くじにより決定する。

（コンピュータウイルス感染の取扱い）

第18条 市長は、電子入札参加者から提出された提出書類へのコンピュータウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止して提出書類が感染している旨を当該電子入札参加者に連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

（紙入札への変更）

第19条 市長は、市の電子計算機に生じた障害、天災、停電等のために電子入札システムを使用することができないときは、電子入札の手続に支障がないと認める場合を除き、入札方法を電子入札から紙入札に変更するものとする。

（補則）

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 1 0 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 2 月 2 2 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

嘉麻市電子入札システム業者番号交付申請書

嘉麻市長 様

（申請者）

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

嘉麻市電子入札実施規程による電子入札に参加するため、利用者登録を受けたいので、業者番号を申請します。

つきましては、電子入札に参加する際に使用する IC カードの情報を下記のとおり届け出ます。

記

認定認証事業者の名称	
IC カードの有効期限	年 月 日
IC カード登録業者名	
IC カード取得者職氏名	

注

- 1 「認定認証事業者」とは、電子署名及び認証業務に関する法律第 4 条第 1 項の認定を受けた者をいいます。
- 2 IC カードの取得者氏名が代表者名と異なる場合は、入札が無効となる場合がありますので、御注意ください（代表者とは、嘉麻市の建設工事等に係る入札参加資格者（入札及び契約締結の権限を年間委任している場合は、その受任者）です。）。
- 3 IC カードの有効期限に御注意ください。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

嘉麻市電子入札システム業者番号交付（決定・却下）通知書

様

嘉麻市長



年 月 日付けで申請のあった業者番号の交付について、下記のとおり通知します。

記

決 定	商号又は名称	
	業者番号	
却 下	理 由	

注

- 1 この通知書は、再発行しませんので、紛失、外部漏えい等をすることのないように厳重に管理してください。
- 2 嘉麻市電子入札システムにおける商号又は名称の文字の種類は、全角文字です。
- 3 ICカード取得者氏名が代表者名と異なる場合は、入札が無効となる場合がありますので御注意ください（代表者とは、嘉麻市の建設工事等に係る入札参加資格者（入札及び契約締結の権限を年間委任している場合は、その受任者）です。）。
- 4 電子入札に参加される際は、ICカードの有効期限に御注意ください。
- 5 利用者登録の方法については、嘉麻市ホームページを参照してください。
- 6 利用者登録の内容に変更が生じた場合は、電子入札システムにおいて、直ちに当該利用者登録の内容の変更を行ってください。

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

紙入札参加（承認・不承認）通知書

様

嘉麻市長



年 月 日付けで申請のあった下記案件への紙入札による参加については、
（承認・不承認）といたします。

記

件 名

不承認とする理由

注 紙入札による入札参加の承認を受けたときは、上記案件の公告（指名通知）に記載する
開札日時までに専用様式の入札書、委任状その他入札書に添付する書類を提出してくだ
さい。

様式第6号（第12条、第17条関係）

入札書

年 月 日

嘉麻市長 殿

所在地

商号

氏名

代理人

印

印

下記の金額をもって請負（受注）したく、嘉麻市財務規則及び関係諸法令を遵守し入札いたします。

一金		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

工事・業務・納品
場 所

工事・業務・件名

請負金として

くじ入力番号

※ 電子くじによる落札者決定の際に使用いたします。
3桁のくじ入力番号を記載してください。記載のない場合には「000」として取り扱います。